

船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業要綱

平成31年3月29日

建指第1247号

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市内の緊急輸送道路沿道建築物の所有者が当該建築物の耐震改修又は除却を実施するにあたり、これに要する費用の一部を助成することにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進を啓発すること、及び震災時の緊急輸送道路の通行確保を進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により千葉県耐震改修促進計画に記載された道路又は法第6条第3項第2号の規定により船橋市耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物 法第14条第3号に規定する建築物（法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物であるものを含む。）で緊急輸送道路に接するものをいう。
- (3) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断で、法第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術指針事項」という。）第1の規定により行うことをいう。
- (4) 耐震改修 法第2条第2項に規定する耐震改修で、技術指針事項第2の規定により行うことをいう。
- (5) 除却 建築物（基礎杭を除く。）を除却することをいう。
- (6) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている一級建築士事務所又は二級建築士事務所に所属している者で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者をいう。
- (7) 施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (8) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う耐震診断者をいう。
- (9) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）をいう。以下同じ。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (10) 耐震判定委員会 一般財団法人日本建築防災協会が運営する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会をいう。

(助成対象建築物の要件)

第3条 助成の対象となる緊急輸送道路沿道建築物（以下「助成対象建築物」という。）

は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 船橋市内に所在していること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（「既存耐震不適格建築物」という。）であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）第3条に規定する耐震不明建築物であること。
- (3) 政令第4条に規定する通行障害建築物であること。
- (4) 助成を受けようとする事業について、過去に本要綱又は他の要綱に基づき助成金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- (6) 耐震診断者が行った耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は倒壊の危険性が高い、若しくは倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (7) 法第7条又は法附則第3条第1項の規定により耐震診断の結果を所管行政庁に報告することが義務付けられている建築物である場合は、当該耐震診断の結果を市長に報告していること。

（助成対象者の要件）

第4条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、第2号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 助成対象建築物の所有者又は管理組合であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者であること。
- (4) 管理組合である場合は、管理組合の集会（区分所有法第34条に規定する集会をいう。）において、この要綱の定めるところにより当該耐震改修又は除却の費用の一部について助成金の交付申請をする旨の決議並びに当該申請に係る耐震改修又は除却を実施する旨の決議（以下「耐震改修等実施の決議」という。）がそれぞれ得られた者であること。
- (5) 所有者が複数いる場合（管理組合である場合は除く。）は、耐震改修又は除却の実施について所有者全員の同意を得られた者であること。

（助成対象事業の要件）

第5条 助成の対象となる耐震改修の事業は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 助成対象者が契約する施工者及び工事監理者により助成対象建築物の耐震改修を行うものであること。
- (2) 助成対象建築物が木造の建築物である場合を除き、法第17条第3項に規定する計画の認定又は耐震判定委員会の判定を受けた耐震診断及び耐震改修の設計に基づき実施するものであること。

- (3) 耐震診断者が行った設計に基づく耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。
- (4) 原則として、当該年度内に事業を完了するものであること。
- 2 助成の対象となる除却の事業は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - (1) 助成対象者が契約する施工者により助成対象建築物の除却を行うものであること。
 - (2) 助成対象建築物が木造の建築物である場合を除き、耐震判定委員会の判定を受けた耐震診断に基づき実施するものであること。
 - (3) 原則として、当該年度内に事業を完了するものであること。

(事前確認)

- 第6条 耐震改修又は除却に係る助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該助成金の交付を申請する前年度の市長が指定する期日までに、船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業事前確認書(第1号様式)又は船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業事前確認書(要緊急安全確認大規模建築物)(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請予定者が助成金の交付を申請する前年度以前に助成対象建築物に係る当該確認を受けている場合は、次の各号に掲げる書類において変更があるものを除き、事前確認書に添付した書類を省略することができる。
- (1) 助成対象建築物の外観が2面以上確認できる写真
 - (2) 助成対象建築物の案内図、配置図、平面図、立面図及び構造図
 - (3) 助成対象建築物の高さ、助成対象建築物から緊急輸送道路の境界線までの距離及び緊急輸送道路の幅員がわかる図面
 - (4) 助成対象建築物の建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又は建築物確認証明書
 - (5) 助成対象建築物に係る耐震改修又は除却前の耐震診断結果報告書
 - (6) 耐震改修又は除却の工事に要する費用に係る概算見積書及び概略工事工程表
 - (7) 耐震診断を行った者が第2条第6号に該当する者であることを証する書類及び耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し
 - (8) 助成対象建築物の登記事項証明書
 - (9) 助成事業の内容が耐震改修である場合は、次のア及びイに掲げる書類
 - ア 助成対象建築物の耐震改修設計概要書
 - イ 工事監理に要する費用に係る概算見積書
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、交付申請予定額の総額が次年度の予算を超える場合は、震災時の緊急輸送道路の通行を確保する必要性が高いと認められる助成対象建築物が優先的に利用できるよう選考するものとする。

(助成金の額)

- 第7条 市長は、予算の範囲内において、第5条各項に掲げる要件に該当する耐震改修又は除却の事業(以下「助成対象事業」という。)を行う助成対象者に対し、一の建築物ごとに、当該耐震改修又は除却に要する費用の一部について助成金を交付することができる。
- 2 耐震改修に係る前項に規定する助成金の額は、次の各号に掲げる額に3分の2を乗じて得た額(千円未満は切り捨てとする。)のいずれか低い額とし、1,800万円を限

度とする。

(1) 耐震改修の工事及び工事監理に要する費用。

(2) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額。

ア 住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、専ら人の居住の用に供する部分の床面積の合計が当該住宅の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）の2分の1以上のものを含む。以下同じ。）助成対象建築物の延べ面積に34,100円/m²を乗じて得た額。

イ 住宅以外の建築物 助成対象建築物の延べ面積に51,200円/m²（助成対象建築物の耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が0.3未満である場合は、56,300円/m²とする。）を乗じて得た額。

3 除却に係る第1項に規定する助成金の額は、次の各号に掲げる額に3分の2を乗じて得た額（千円未満は切り捨てとする。）のいずれか低い額とし、900万円を限度とする。

(1) 除却の工事に要する費用。

(2) 助成対象建築物の延べ面積に25,600円/m²を乗じて得た額。

4 助成対象建築物が法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物である場合で、第2項の規定により算定された助成金の額が1,800万円又は前項の規定により算定された助成金の額が900万円であるときは、第1項に規定する助成金の額は、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める助成対象事業費（同表の延べ面積限度額を限度とする。）に同表の補助率（補助率が1/3を超える場合は、1/3とする。）を乗じて得た額（千円未満は切り捨てとする。）に、同表の加算額を加えた額とする。この場合においては、前2項の規定は適用しない。

区分	助成対象事業費	延べ面積限度額	補助率	加算額
耐震改修	第2項第1号に定める費用	第2項第2号に定める額	0.115 + 131 / 69 × 90 0万円 / 助成対象事業費	900万円
除却	第3項第1号に定める費用	第3項第2号に定める額	0.115 + 131 / 69 × 45 0万円 / 助成対象事業費	450万円

5 第1項に規定する助成金の額は、消費税仕入控除税額（耐震改修又は除却の工事及び工事監理に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の総額をいう。以下同じ。）を除いて算定された額とする。

（助成金の交付申請）

第8条 耐震改修又は除却に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修又は除却の工事に係る契約を締結する前に、船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成金交付申請書（第3号様式）又は船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成金交付申請書（要緊急安全確認大規模建築物）（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要があると認める場合は、第4号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 申請者の住民票（申請者が法人である場合は、法人登記事項証明書による。）
 - (2) 耐震改修又は除却の施工者が建設業法第3条の規定により許可を受けている者であることを証する書類の写し
 - (3) 消費税仕入控除税額取扱確認書
 - (4) 申請者が法人でない管理組合又は法人税法施行令第5条第1項に規定する収益事業を行っていない管理組合である場合を除き、市税を滞納していないことを証する書類
 - (5) 申請者が管理組合である場合は、次のアからウまでに掲げる書類
 - ア 管理組合の規約の写し
 - イ 耐震改修等実施の決議があったことを証する書類
 - ウ 管理組合が法人である場合は、管理組合の法人登記事項証明書
 - (6) 所有者が複数いる助成対象建築物である場合（申請者が管理組合である場合は除く。）は、耐震改修又は除却の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
 - (7) 助成事業の内容が耐震改修である場合は、次のアからオまでに掲げる書類
 - ア 助成対象建築物の耐震改修設計図
 - イ 助成対象建築物に係る耐震改修後の耐震診断結果報告書
 - ウ 助成対象建築物が木造の建築物である場合を除き、法第17条第3項に規定する計画の認定又は耐震判定委員会の判定を受けた耐震診断及び耐震改修の設計に基づき実施するものであることを証する書類の写し
 - エ 耐震改修の工事及び工事監理にそれぞれ要する費用に係る見積書又はその写し
 - オ 耐震改修の設計を行った者（以下「耐震改修設計者」という。）及び工事監理者がそれぞれ第2条第6号に該当する者であることを証する書類及び耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し
 - (8) 助成事業の内容が除却である場合は、次のア及びイに掲げる書類
 - ア 除却の工事に要する費用に係る見積書又はその写し
 - イ 助成対象建築物が木造の建築物である場合を除き、耐震判定委員会の判定を受けた耐震診断に基づき実施するものであることを証する書類の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、耐震改修又は除却に要する費用には消費税額を含めないで申請しなければならない。ただし、申請者が次の各号に掲げる事業者のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 免税事業者
 - (2) 消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した簡易課税事業者
 - (3) 消費税法別表第3に掲げる法人で特定収入割合が5%を超える事業者
 - (4) 消費税法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない事業者
- 3 申請者は、第6条第1項に規定する事前確認のときから同項の添付書類に変更がある場合は、同項第6号及び第9号に規定する書類を除き、当該変更に係る書類を前項に規定する書類に添えて申請しなければならない。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定をするものとする。

- (1) この要綱及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。

(3) 金額の算定に誤りがないか。

- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、適正でないと認めるときは助成金の不交付決定をするものとする。

(交付条件)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附することができる。

- (1) 助成対象事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 助成対象事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (4) 交付決定の日から240日以内に助成対象事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。
 - (5) 船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業要綱を遵守すること。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定等の通知)

第11条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

- 2 市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかつたものとみなす。

(助成対象事業の遂行)

第13条 第9条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって速やかに助成対象事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更等の承認等)

- 第15条 助成事業者は、助成対象事業の計画を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするとき又は助成対象事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業計画変更・中止承認申請書(第7号様式)により市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業計画変更・中止承認通知書(第8号様式)により助成事業者へ通知する。
- 3 助成事業者は、第7条第5項に規定する消費税仕入控除税額を変更しようとするときは、第1項の規定を準用する。

(着手の届出)

- 第16条 助成事業者は、助成対象事業に着手したときは、速やかに船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業着手届(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ届出なければならない。
- (1) 耐震改修又は除却の工事に係る契約書の写し
- (2) 実施工程表
- (3) 助成事業の内容が耐震改修である場合は、工事監理に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(検査)

- 第17条 市長は、耐震改修又は除却に係る工事の内容を確認するため必要があるときは、助成対象建築物及びその土地に立ち入って検査を行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定による検査(以下「検査」という。)を行う場合において、耐震改修設計者、工事監理者及び施工者の立会いを求めることができる。
- 3 助成事業者、耐震改修設計者、工事監理者及び施工者は、検査に協力しなければならない。
- 4 市長は、検査の結果、耐震改修又は除却に係る工事の内容が耐震改修の設計又は助成対象事業の計画と異なると認めるときは、助成事業者、工事監理者及び施工者に、当該工事の改善を指示することができる。
- 5 市長は、前項の規定による指示を行った場合において、再度検査を行うことができる。

(実績報告等)

- 第18条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときはその完了した日から30日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度の1月31日のいずれか先に到来する日までに、船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業実績報告書(第10号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ報告しなければならない。ただし、当該期限内に報告できない合理的な理由があると市長が認めるときは、助成金の交付決定に係る会計年度の範囲内において、報告期限を延長することができる。
- (1) 助成事業の内容が耐震改修である場合は、次のアからウまでに掲げる書類
- ア 助成対象建築物の耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、施工中及び完了後の状況が確認できる写真
- イ 工事監理報告書の写し

- ウ 耐震改修の工事及び工事監理にそれぞれ要した費用に係る領収書の写し
- (2) 助成事業の内容が除却である場合は、次のアからウまでに掲げる書類
- ア 助成対象建築物の除却に係る工事着手前、施工中及び完了後の状況が確認できる写真
 - イ 助成対象建築物の除却により発生した廃棄物の種類ごとに、集積、積込及び処分場搬入の状況が確認できる写真
 - ウ 除却の工事に要した費用に係る領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 助成事業者は、第7条第2項第2号の規定により耐震改修に係る助成金の額が決定した場合、同条第3項第2号の規定により除却に係る助成金の額が決定した場合又は第8条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合で、次条の規定により助成金の額が確定した後に、助成金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により助成対象事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。
- 3 前項に規定する報告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合は、当該消費税仕入控除税額を市に返還しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じたときは、助成事業者はこれを返還しなければならない。
- 4 第2項の規定により報告をしようとする助成事業者が、全国的に事業を展開する組織の支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づいて報告しなければならない。

(助成金額の確定等)

第19条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成金確定通知書（第12号様式）により当該助成事業者へ通知する。

(是正のための措置)

第20条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

- 2 第18条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成対象事業について準用する。

(交付時期)

第21条 助成金は、第19条の規定により確定した額を助成対象事業が完了した後に於いて交付する。

(交付決定の取消等)

第22条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、その旨を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成金交付決定取消通知書（第13号様式）により当該助成事業者に通知する。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 暴力団等であることが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、助成事業者が前条の規定により助成金の交付を受けた後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成金返還命令書（第14号様式）により命ずるものとする。

(理由の提示)

第23条 市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成対象事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の整備)

第24条 助成事業者は、助成対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、5年間保管しておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第25条 助成事業者は、助成対象事業の完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に、市長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日建指第127号）

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和3年3月31日建指第1687号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月20日建指第47号）

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則（令和4年3月31日建指第1975号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。